

諮問番号：諮問第 8 3 号

答申番号：答申第 8 3 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡県粕屋保健福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号。以下「法」という。）第 2 5 条第 2 項の規定に基づく保護変更決定処分（平成 3 0 年度改正後の保護基準による処分。以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却するのが相当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるといふもので、その理由は次のとおりである。

- (1) 本件処分は、審査請求人の厳しい暮らしの実態を十分に調査、検討されないまま出された保護決定処分であり、日本国憲法（以下「憲法」という。）第 2 5 条と法に違反する違憲、違法な処分である。
- (2) 親族の冠婚葬祭さえ出席できなく成っている。本を買うこともできず、ましてや趣味に金銭をまわすことなど到底できない生活を送っている。
- (3) 本件処分は、平成 2 5 年 8 月から続けられてきた政府の生活保護費削減政策を前提に実行された保護基準改定に基づくものであり、憲法第 2 5 条と法第 3 条「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持できるものでなければならない」に明確に違反する処分である。

2 処分庁の主張の要旨

保護の実施機関たる処分庁は、法及び法の委任を受け定められた保護基準に基づき保護を実施するほかない。

本件処分は、法及び保護基準により測定した被保護者の需要を基に行つたものであり、保護費算定表のとおり算定されたもので違法又は不当な点はない。

以上のとおり、本件処分には違法又は不当な点はないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点及び判断は以下のとおりである。

1 保護基準自体の適法性について

行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定及び厚生労働大臣の合目的裁量に保護基準の設定を委ねる趣旨により、審査庁は、法及びその委任に基づき制定された保護基準自体の適否及び当否を判断する権限を有していないため、その判断をすることはできない。

したがって、保護基準は適法なものとして以下判断する。

2 本件処分に係る生活保護費支給額の算定の適否について

処分庁が算定した審査請求人世帯に係る平成30年10月分の収入認定額のうち、過払金（平成30年8月保護費）の4,105円等について、審理員は処分庁に対し、過払金の内容、分割して収入充当する根拠及び算定の過程等の説明並びに根拠資料の提出を求めた。

これに対し処分庁は、保護費の支給後、就労収入の変更理由により過払いが判明したため、過払金を10か月に分割して収入認定することとしたという先に提出した弁明書と同様の内容を回答し、生活保護手帳別冊問答集問13-3の答の一部を示した上で当該問答集のとおり過払金に対する分割収入充当を行ったと説明しているが、新たな説明や根拠資料の提出も一切なかった。このことから、処分庁は、過払金の4,105円分の算定の過程を説明する意思も根拠となる資料を提出する意思も有しないものと判断せざるを得ない。

処分庁が提出している資料では、過払金を分割収入充当するという記載は確認できるが、過払金の発生経緯及び算定の根拠を確認することができず、その適否を検証できない。

処分庁が説明も根拠資料の提出も行わず、その結果、本件処分が適法であり、かつ、妥当であることが確認できない以上、本件処分に違法又は不当な点はないとの処分庁の主張を採用することはできない。処分庁の主張を採用できない以上、本件処分は違法又は不当であるとの審査請求人の主張を採用せざるを得ない。その結果、その余の点について判断するまでもなく、本件処分は取り消すべきものと判断する。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるので、行政不服審査法第46条第1項の規定により、本件処分は取り消されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和2年6月15日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和2年7月21日及び令和2年8月18日の審査会において、調査審議した。

また、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条の規定に基づき、処分庁に対して調査を行った。

第5 審査会の判断の理由

1 保護基準自体の適法性について

本件処分の前提である保護基準は法第8条の規定による委任立法であるから、委任した法との関係において一見明白かつ重大な瑕疵がない限り、当該委任立法をそのまま適用すべきものと解するのが相当であり、そのような瑕疵が存在しない以上、当審査会では、保護基準が適法なものであることを前提として、以下判断する。

2 本件処分に係る生活保護費支給額の算定の適否について

審理員意見書によれば、審理員は処分庁に対し、処分庁が算定した審査請求人世帯に係る平成30年10月分の収入認定額のうち、過払金（平成30年8月保護費）の4,105円等について、過払金の内容、分割して収入充当する根拠及び算定の過程等の説明並びに根拠資料の提出を求めたところ、処分庁は、保護費の支給後、就労収入の変更理由により過払いが判明したため、過払金を10か月に分割して収入認定することとしたという先に提出した弁明書と同様の内容を回答し、生活保護手帳別冊問答集問13-3の答の一部を示した上で当該問答集のとおり過払金に対する分割収入充当を行ったと説明しているが、新たな説明や根拠資料の提出も一切なかったことから、審理員としては、処分庁は、過払金の4,105円分の算定の過程を説明する意思も根拠となる資料を提出する意思も有しないものと判断せざるを得ないと述べている。そして、処分庁が提出している資料では、過払金を分割収入充当するという記載は確認できるが、過払金の発生経緯及び算定の根拠を確認することができず、その適否を検証できない以上、本件処分に違法又は不当な点はないとの処分庁の主張を採用することはできず、(かえって本件処分は違法であるから取り消されるべきであるとの)審査請求人の主張を採用せざるを得ないとしている。しかしながら、この点についての審理員の判断は必ずしも当を得たものということとはできない。その理由は次のとおりである。

一件記録によれば、以下の事実が認められる。すなわち①審査請求人に就労収入があり、収入認定をした結果、生活保護費の過払金があることが判明したこと。②過払金を10回に分割して清算することとしたこと。③分割払いに際しては、正確な均等割りではなく、端数を特定の回に寄せる方法によることとしたこと。したがって、本件過払金に関するこれらの算定過程が明らかとなれば、原処分の適否は十分に判断できるといふべきである。

当審査会において、処分庁に対し、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条の規定に基づく調査を行い、過払金の内容、分割して収入充当する根拠及び算定の過程等を確認したところ、以下の事実が認められた。

- (1) 8月定例入力の際の最低生活費は152,920円であるところ、審査請求人の6月分の就労収入が80,325円であったことから、同人の7月分の就労収入を90,000円と見込み、8月分の生活保護費64,106円を支給した。その算定は次のとおりである。

最低生活費 152,920円 (イ)

収入充当額 88,814円 (ロ)

収入充当額内訳

就労収入見込額 90,000円 (ハ)

基礎控除額 22,400円 (ニ)

分割収入充当額 21,214円 (ホ)

$((ハ) - (ニ) + (ホ) = 88,814円 (ロ))$

生活保護費支給額 $((イ) - (ロ) = 64,106円)$

- (2) 審査請求人が平成30年8月20日に提出した7月分の収入申告書によれば、その収入は135,788円(就労収入額138,338円から源泉徴収税額2,560円を控除した額)であった。

- (3) 10月定例入力の際の8月分生活保護費再算定は次のとおりである。

最低生活費 152,920円 (イ)

収入充当額 129,792円 (ロ)

収入充当額内訳

就労収入確定額 138,338円 (ハ)

基礎控除額 27,200円 (ニ)

源泉徴収税額 2,560円 (ホ)

$((ハ) - (ニ) - (ホ) = 108,578 \text{円}) (へ)$

分割収入充当額 21,214円 (ト)

$((へ) + (ト) = 129,792 \text{円}) (ロ)$

生活保護費再算定額は「(イ) - (ロ) = 23,128円」となる。

(4) 8月定例入力による支給額64,106円から10月定例入力の際の8月分生活保護費再算定額23,128円を控除した額である40,978円が8月分生活保護費の過払額であること。

(5) 8月分生活費の過払額である40,978円について、平成30年9月11日に審査請求人から10回に分割して返還したい旨の申出があったこと。

(6) 処分庁は、過払額について平成30年10月分保護費から10カ月に分割して収入充当(返還)の処理を行ったこと。

(7) 分割して収入充当する場合において、端数が発生するときは、当該端数を初回月に集めることとなっていること(このような収入充当の計算は、システム上で自動的に計算される。)

(8) 過払額40,978円を10で除した均等額に近い4,097円を2回目から10回目(9回)にそれぞれ充当し、総額である40,978円から9回分の合計額を控除した額(端数を集めた額)を第1回目の分割収入充当額としたこと。

以上のような過払金の内容、過払金を分割して収入充当する根拠及びその算定の過程等は、いずれも関係法令及び国の通知に沿って適法かつ妥当に行われたものであって、算定額等に誤りはなく、違法又は不当な点は認められないといえることができる。

したがって、本件処分は法令や国の通知に沿って適法かつ妥当に行われたものであって、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められず、そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

以上のことから、前記第1のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第3部会

委員 岡本 博志

委員 牛島 加代

委員 中野 哲之